

石川県公報

平成25年4月16日
第12587号（火曜日）
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		人事委員会	
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づく指定地方公共機関の指定の解除 (危機対策課)	1	○入札公告 (消防保安課)	4
○歳入の徴収事務の委託 (少子化対策監室)	1	○予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (健康推進課)	5
○中能登土木総合事務所に所属する職員を土木施設の維持管理に関する事務処理のため駐在させる地の指定 (監理課)	1	○土地改良区の役員退任公告 (経営対策課)	5
○道路建設課に所属する職員の駐在地の指定の廃止 (道路建設課)	2	○土地改良区の役員就任公告 (同)	6
○公有水面埋立ての免許 (河川課)	2	○土地改良区の定款変更認可公告 (同)	6
○石川県名誉県民の事績 (人事課)	3	○国土調査の成果認証公告 (同)	6
		○基本測量終了公告 (監理課)	7
		○入札公告 (警察本部)	7
		人事委員会	
		○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	9
		○公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	10

告 示

石川県告示第173号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づく指定地方公共機関（平成17年石川県告示第370号）により指定した指定地方公共機関について、次のとおり指定を解除した。

平成25年4月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 指定地方公共機関の名称
石川県道路公社
- 指定解除年月日
平成25年3月31日

石川県告示第174号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

平成25年4月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

委託事項	委託先		委託期間
	所在地	名称	
石川県青少年総合研修センターに係る使用料の徴収事務	金沢市小將町8番33号	株式会社アイ・イー・パートナーズ	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

石川県告示第175号

石川県組織規則（昭和39年石川県規則第23号）第21条第1項の規定により、中能登土木総合事務所に所属する職員を土木施設の維持管理に関する事務処理のため駐在させる地を平成25年4月1日次のとおり指定した。

平成25年4月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

羽咋市寺家町

石川県告示第176号

道路建設課に所属する職員の駐在地の指定(平成2年石川県告示第501号)は、平成25年3月31日限り廃止した。

平成25年4月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県告示第177号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成25年4月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 免許年月日

平成25年4月16日

2 免許を受けた者の名称

石川県知事

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

七尾市庵町ア之部69番、78番、163番、167番、168番、172番、177番、178番、179番、180番及び186番の各地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及びテの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 庵町原点(北緯37度03分30.37秒、東経137度03分00.98秒)から185度42分01秒191.630メートルの地点

イの地点	アの地点から	170度27分32秒	11.022メートルの地点
ウの地点	イの地点から	180度47分39秒	20.032メートルの地点
エの地点	ウの地点から	181度31分11秒	19.895メートルの地点
オの地点	エの地点から	182度51分30秒	19.920メートルの地点
カの地点	オの地点から	187度47分12秒	19.966メートルの地点
キの地点	カの地点から	194度18分50秒	20.018メートルの地点
クの地点	キの地点から	173度47分33秒	20.655メートルの地点
ケの地点	クの地点から	173度45分00秒	19.956メートルの地点
コの地点	ケの地点から	176度12分06秒	16.361メートルの地点
サの地点	コの地点から	358度30分23秒	16.285メートルの地点
シの地点	サの地点から	3度49分57秒	19.378メートルの地点
スの地点	シの地点から	6度45分13秒	19.418メートルの地点
セの地点	スの地点から	9度22分17秒	20.022メートルの地点
ソの地点	セの地点から	8度42分03秒	20.540メートルの地点
タの地点	ソの地点から	3度39分17秒	20.487メートルの地点
チの地点	タの地点から	358度56分14秒	20.424メートルの地点
ツの地点	チの地点から	355度45分27秒	20.406メートルの地点
テの地点	ツの地点から	355度06分27秒	10.560メートルの地点

ウ 面積

955.28平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

七尾市庵町ア之部69番、78番、163番、167番、168番、172番、177番、178番、179番、180番及び186番の各地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及び⑱の地点と①の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 庵町原点(北緯37度03分30.37秒、東経137度03分00.98秒)から186度19分20秒191.908メートルの地点
②の地点 ①の地点から 198度41分50秒 12.293メートルの地点
③の地点 ②の地点から 170度13分32秒 19.604メートルの地点
④の地点 ③の地点から 172度08分19秒 9.895メートルの地点
⑤の地点 ④の地点から 180度47分43秒 9.843メートルの地点
⑥の地点 ⑤の地点から 181度47分57秒 19.757メートルの地点
⑦の地点 ⑥の地点から 186度16分44秒 19.839メートルの地点
⑧の地点 ⑦の地点から 193度48分41秒 20.008メートルの地点
⑨の地点 ⑧の地点から 174度07分47秒 20.723メートルの地点
⑩の地点 ⑨の地点から 174度03分23秒 20.067メートルの地点
⑪の地点 ⑩の地点から 170度48分57秒 16.649メートルの地点
⑫の地点 ⑪の地点から 175度41分58秒 5.844メートルの地点
⑬の地点 ⑫の地点から 186度33分04秒 19.786メートルの地点
⑭の地点 ⑬の地点から 31度44分40秒 29.815メートルの地点
⑮の地点 ⑭の地点から 5度50分41秒 87.442メートルの地点
⑯の地点 ⑮の地点から 3度23分22秒 28.682メートルの地点
⑰の地点 ⑯の地点から 359度44分41秒 20.424メートルの地点
⑱の地点 ⑰の地点から 358度45分48秒 31.268メートルの地点

ウ 面積

3,979.98平方メートル

4 埋立地の用途

一般県道庵鶴浦大田新線道路整備用地

公 告

石川県名誉県民の事績

石川県名誉県民条例(平成4年石川県条例第28号)の規定に基づき、平成25年3月29日付けで石川県名誉県民の称号を贈り、顕彰した者の事績は、次のとおりである。

平成25年4月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

名誉県民 森 喜朗

生年月日 昭和12年7月14日(75歳)

事 績

昭和35年早稲田大学を卒業され、昭和44年、32歳の若さで衆議院議員に初当選以来、連続14回の当選、43年間にわたり、県民の声を国政に届けてこられた。昭和58年、46歳で文部大臣就任を皮切りに、通商産業大臣、建設大臣、党においては、二度にわたる幹事長、総務会長、政務調査会長を歴任され、平成12年には、本県からは戦後初めてとなる、第85代の内閣総理大臣に就任されるなど、傑出した活躍をされた。特に外交面においては、ライフワークであるロシアをはじめ、インドやアフリカ諸国との外交に先鞭をつけられるなど、大きな功績を残されている。また、スポーツ界の中心的組織である日本体育協会会長や、日本ラグビーフットボール協会会長などの要職を歴任され、我が国の教育・スポーツ振興にも多大なご尽力があった。

県政においては、県民の悲願であった北陸新幹線の建設、小松空港の国際化、金沢港大水深岸壁の整備、北陸先端科学技術大学院大学の開学、金沢大学の総合移転をはじめ、多岐にわたる分野で、数多くの県政の大型プロジェクトを実現に導かれるなど、本県の発展に多大な貢献をされた。

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成25年4月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達役務の名称

電気工事士免状作成等業務委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成25年6月1日から平成26年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書及び仕様書による。

(5) 入札方法

処理事件当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成25年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 県内の3以上の市町(金沢、能登及び加賀の各地区に1箇所以上)において、受付窓口を設置できる者であること。

(5) 申請受付時間帯において、委託業務の審査責任者(電気工事士免状の交付を受けた者に限る。以下同じ。)を常時窓口配置し、又は審査責任者と連絡可能な体制を確保することができる者であること。

(6) 県の休日を除き、県の執務時間に準じて、委託業務を行うことができる者であること。

(7) 免状交付申請手続等に関し、インターネットにより周知を図ることができる者であること。

3 入札参加申請書の提出期限及び場所

入札者は、入札参加申請書に入札参加資格を証明できる書類を添付して、平成25年4月22日(月)までに4(1)の場所に提出しなければならない。

4 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県危機管理監室消防保安課保安グループ 電話番号 076-225-1481

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成25年4月26日(金)正午(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

平成25年4月26日(金)午後2時

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 手続における交渉の有無
無
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法の一部を改正する法律（平成25年法律第8号）による改正前の予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により行う一類疾病の予防接種について、予防接種法施行令及び厚生科学審議会令の一部を改正する政令（平成25年政令第119号）第1条の規定による改正前の予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成25年4月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所	承諾撤回年月日
井 上 博 喜	能美市寺井町ウ84 寺井病院	平成25年3月31日

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成25年4月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

松任土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	東 野 紀 久 雄	白山市法仏町527番地	平成25年3月31日
〃	相 川 貞 重	〃 三浦町23番地	〃
〃	中 川 清 嗣	〃 北安田町5399番地	〃
〃	西 川 正 則	〃 米永町123番地	〃
〃	小 野 健 一	〃 倉光一丁目93番地	〃
〃	前 越 康 隆	〃 水島町163番地	〃
〃	小 村 省 吾	〃 上柏野町50番地	〃
〃	西 濱 昭 一	〃 八田町1160番地	〃
〃	川 西 則 夫	〃 横江町145番地	〃
〃	中 田 巖	〃 矢頃島町20番地	〃
監 事	北 野 正 介	〃 相川新町104番地	〃
〃	吉 田 保	〃 乙丸町23番地	〃
〃	松 田 健 二	〃 松本町93番地 2	〃

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成25年4月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

松任土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	相 川 貞 重	白山市三浦町23番地	平成25年4月1日
〃	西 濱 昭 一	〃 八田町1160番地	〃
〃	小 村 省 吾	〃 上柏野町50番地	〃
〃	小 野 健 一	〃 倉光一丁目93番地	〃
〃	吉 田 保	〃 乙丸町23番地	〃
〃	松 田 健 二	〃 松本町93番地2	〃
〃	吉 村 伸 成	〃 北安田町476番地	〃
〃	米 林 功	〃 相川新町35番地	〃
〃	小 倉 隆 信	〃 島田町42番地	〃
〃	加 野 正 美	〃 福留町20番地	〃
監 事	西 川 正 則	〃 米永町123番地	〃
〃	川 西 則 夫	〃 横江町145番地	〃
〃	安 井 信 夫	〃 七郎町16番地	〃

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成25年4月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

土 地 改 良 区 の 名 称	認 可 年 月 日
押 水 土 地 改 良 区	平 成 2 5 年 4 月 8 日

国土調査の成果認証公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成25年4月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 調査を行った者の名称
加賀市
- 調査を行った期間
平成23年5月24日から平成24年3月29日まで
- 成果の名称
加賀市（栢野町の一部）の地籍図及び地籍簿
- 調査を行った地域
加賀市山中温泉栢野町イ及びロの各全部
- 認証年月日
平成25年4月16日

- 調査を行った者の名称
かほく市
- 調査を行った期間

平成22年4月26日から平成24年12月6日まで

3 成果の名称

かほく市(高松の一部)の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

かほく市高松ソ、ツ、ウ、ノ、ク、ヤ及び子の各一部

5 認証年月日

平成25年4月16日

基本測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成25年4月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量 (オルソ測量)	平成24年12月25日から 平成25年3月29日まで	金沢市、羽咋市、かほく市、津幡町、内灘町、 志賀町、宝達志水町及び中能登町

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成25年4月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

認知機能検査基準改正等に係る総合運転者管理システム改修業務委託

(2) 業務内容

仕様書による。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成25年8月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)及び平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成11年石川県告示第653号)に基づき、平成25年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの委託業務に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 国又は地方公共団体が発注した各種委託業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力

団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(5) 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ確に遂行し得る者であること。

3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類を添えて知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間

平成25年4月16日(火)から同月22日(月)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

イ 提出時間

午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課

エ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、簡易書留とし、提出期間内必着とする。)により提出すること。

(2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成25年4月23日(火)までに入札参加資格確認結果通知書を郵送する等により行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

(1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課

電話番号 076-225-0110(内線2213)

(2) 交付期間

平成25年4月16日(火)から同月22日(月)まで(県の休日を除く。)

(3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所

4(1)の交付場所に同じ

(2) 入札書の受領期限

平成25年4月24日(水)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。)

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成25年4月24日(水)午後1時30分

イ 場所

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県庁警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いは行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月十六日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第六号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第七十六条の二十二の三第二項中「事由が同号」を「事由（前条第一項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第一号」に、「前項の」を「同項の」に改め、同項第二号を次のように改める。

- 一 専従許可を受け、外国機関等派遣条例第二条第一項若しくは公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第二条の規定により育児休業をし、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

別表第十知事の事務部局の部本庁の項中

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%; text-align: center;">課 長</td><td style="width: 50%; text-align: center;">三 種</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">新幹線開業PR推進課長</td><td></td></tr> </table>	課 長	三 種	新幹線開業PR推進課長		を	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%; text-align: center;">課 長</td><td style="width: 50%; text-align: center;">三 種</td></tr> </table>	課 長	三 種
課 長	三 種							
新幹線開業PR推進課長								
課 長	三 種							

に改め、同部県総合事務所の項中

部 次 長	五 種
地域センター次長	

部 次 長	五 種
地域センター次長	
管理課長	

に改め、同部歴史博物館の項中

副 館 長	五 種
-------	-----

を

副 館 長	五 種
学芸主幹	

に改め、同部ダム建設事務所の項を削り、同表労働委員会

事務局の項中「課長」を「担当課長」に改め、同表教育委員会の部事務局の項中

課長	三種
人権教育推進室次長	
世界遺産推進室次長	

を

課長	三種
教員指導力向上推進室長	
人権教育推進室次長	
世界遺産推進室次長	

に改め、同部輪島漆芸技術研修所の項中

所長	三種
次長	五種

を

所長	三種
----	----

に改め、同部金沢城調査研究所の項中

副所長	四種
-----	----

を

所長	三種
副所長	四種

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第十の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月十六日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第七号

公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則(平成十四年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「財団法人石川県音楽文化振興事業団」を「公益財団法人石川県音楽文化振興事業団」に、「財団法人石川県国際交流協会」を「公益財団法人石川県国際交流協会」に、

「財団法人石川県体育協会	を	「公益財団法人石川県体育協会	に、
財団法人石川県デザインセンター		公益財団法人石川県デザインセンター	
財団法人石川県文教会館		公益財団法人石川県文教会館	
財団法人石川県埋蔵文化財センター」		公益財団法人石川県埋蔵文化財センター」	
「財団法人いしかわ子育て支援財団	を	「公益財団法人いしかわ子育て支援財団	
財団法人いしかわ農業人材機構		公益財団法人いしかわ農業人材機構	
財団法人いしかわまちづくり技術センター		公益財団法人いしかわまちづくり技術センター	に、「社団法人金
財団法人先端医学薬学研究センター」		一般財団法人先端医学薬学研究センター」	

沢港振興協会」を「一般社団法人金沢港振興協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。